

調 査 の 概 要

1 調査の目的

学校に関する基本的事項を調査し、学校教育行政上の基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査期日

平成 30 年 5 月 1 日現在

3 調査対象

- (1) 学校教育法第 1 条の幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校
- (2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 7 項の幼保連携型認定こども園
- (3) 学校教育法第 124 条の専修学校及び同法第 134 条第 1 項の各種学校
- (4) 学校教育法第 18 条の不就学の学齢児童及び学齢生徒

4 調査の種類及び調査事項

調査の種類	主 要 調 査 事 項	申 告 者
学 校 調 査	学校数、学級数、在学者数、教職員数、入学者、卒業生数	学 校 長
学 校 通 信 教 育 調 査	学校数、在学者数、教職員数	学 校 長
不就学学齢 児童生徒調査	就学免除者、就学猶予者、1 年以上居所不明者、学齢児童生徒死亡者数（平成29年度間）	市町村教育 委 員 会
学 校 施 設 調 査	学校の土地及び建物の用途別、構造別面積	学校長及び 私立学校設置者等
卒 業 後 の 状 況 調 査	中学校、高等学校、特別支援学校（中学部・高等部）を卒業した者の進学、就職等の状況（平成29年度間）	学 校 長

5 調査の方法及び集計

文部科学省が県及び市町村を通じて、県下の学校（国立を除く）及び市町村教育委員会を対象に全数調査したものに、県において文部科学省が直接調査した国立学校分を含めて集計した。

6 本年度調査の主な変更点

- (1) 「本務者のうち休職等教員数」の「休職」のうち「結核」の項目が削除された。
- (2) 卒業後の状況調査（中学校）において、「状況別卒業生数」の「就職者」の項目が「就職者等」に変更され、「自営業主等」、「常用労働者」のうち「無期雇用労働者」「有期雇用労働者（雇用契約期間が一年以上の者）」、「臨時労働者」の内訳が追加された。また、再掲に「有期雇用労働者のうち雇用契約期間が一年以上、かつフルタイム勤務相当の者」の項目が追加された。